

早川町・身延町・南部町医療事務組合行政手続条例施行規則

(令和 7 年 11 月 12 日規則第 17 号)

早川町・身延町・南部町医療事務組合行政手続条例の施行に関し必要な事項については、身延町行政手続条例施行規則(平成 16 年身延町条例第 11 号)の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。